

地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子1名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成25年11月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償されたほか、申立人夫については前記送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成26年9月分までの実費相当額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成25年11月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X1の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金435,137円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき，本和解の効力が及ばず，申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき，申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を2通作成し，申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上，申立人ら及び被申立人が各1通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年7月21日

（仲介委員 行方 美彦）

(別紙)

申立人 X1

損害項目		期間	和解金額
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 増額分(一時金)	—	50,000
生活費増加分	入通院交通費増加分	平成 23 年 6 月 9 日 ~平成 26 年 9 月 9 日	91,137
亡Aに かかる精神的損害	日常生活阻害慰謝料 増額分	平成 23 年 3 月 11 日 ~平成 23 年 5 月 6 日	102,000
小計			243,137

申立人 X2

損害項目		期間	和解金額
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 増額分	平成 23 年 3 月 11 日 ~平成 23 年 5 月 6 日	192,000
小計			192,000

申立人ら合計			435,137
--------	--	--	---------